

## **厚生労働省職員（医療効率化研究官）の募集について**

令和3年6月11日

厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の医療効率化研究官について、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

### **1. 公募する職員**

厚生労働省保険局総務課医療効率化研究官 1名

### **2. 職務内容**

別紙のとおり

### **3. 任期等**

任期は原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

### **4. 応募資格**

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）

・課長級の職員に加え、室長・企画官級の職員の応募も可能とする。

・職種、年齢は問わない。

### **5. 応募及び選考の手順**

- (1) 応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、7月2日（金）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

### **6. お問合せ先**

厚生労働省大臣官房人事課 丸山、北村

電話 03-5253-1111（内線 7071、7076）

## 医療効率化研究官の職務内容

人生100年時代を迎え、少子高齢社会の中で、生き方、働き方の多様化に対応できる持続可能な社会保障制度へと改革していく必要があり、あわせて、現役世代が減少していく中で高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、予防・重症化予防・健康づくりの推進や医療サービスの改革による生産性の向上に向けた取組みを推進する必要がある。

医療サービスの生産性向上を図るため、地域包括ケアシステムの構築と併せ、医療提供体制の効率化を推進するとともに、医療費の伸びの適正化や一人当たり医療費の地域差の縮減、個人の自発的な予防・健康づくりの取組みの支援等様々な取組みが行われている。

医療効率化分析官は、局長の指示の下、必要な医療を効率的に提供する観点から医療制度の各分野の施策について調査・分析を行い、医療の充実、効率化に必要な助言、支援等を行う。

### 【主な業務】

- 1 必要な医療を効率的に提供する観点から医療制度の各分野に関する調査・分析に関するこ
  - ・ 必要な医療を効率的に提供する観点から、医療保険者が実施する保健事業、保険給付、保険診療に係る医療提供システム等について、調査、分析、研究を行う。
- 2 医療の充実、効率化のための提言・助言に関するこ
  - ・ 必要な医療を効率的に提供する観点から医療制度の各分野における調査、分析を行い、医療の充実、効率化のための方策等に関する提言・助言等を行う。

### 【求められる能力】

- ・ 医療保険制度等に関する一定の理解があることが望ましい
- ・ 医療に関する幅広い情報収集・分析能力を有することが望ましい
- ・ 諸外国の諸制度等について、調査研究が可能な程度の英語力を有すること